

①市民後見人養成講座(基礎編)具体的カリキュラム

期 日	時 間	内 容	講 師
1日目 2H 3H 10/26 (水)	10:00 10:15 10:15 ~12:15 13:15 ~16:00	挨拶 オリエンテーション ①社会福祉の動向と権利擁護について 地域福祉・権利擁護の理念、市民後見の役割 秋田看護福祉大学教授 ②日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) 秋田県社会福祉協議会 秋田県福祉生活サポートセンター	横手市 LL財団 学識経験者 県社協
2日目 2H 3H 11/9 (水)	10:00 ~12:00 13:00 ~14:30 14:40 ~16:00	③福祉サービスと社会資源 福祉サービス、関係機関との連携 特別養護老人ホーム施設長 ④対象者の理解 認知症高齢者の特性と接し方 県認知症介護指導者 知的障がい者、精神障がい者等の特性と接し方 特別養護老人ホーム施設長	福祉関係者 医療、保健 福祉関係者 (2名)
3日目 2H 1. 2H 1. 5H 11/16 (水)	10:00 ~12:00 13:00 ~14:20 14:30 ~16:00	⑤成年後見制度 制度内容と後見事務、市長申立について 弁護士 ⑥法定後見の申し立ての流れ 申し立てから後見等開始までの流れ 秋田家庭裁判所横手支部主任書記官 ⑦後見人の職務(1) 身上監護、財産管理等の具体的な業務 司法書士	弁護士 家庭裁判所 司法書士
4日目 2H 2. 6H 11/30 (水)	10:00 ~12:00 13:00 ~15:40 15:40 ~16:00	⑧後見人の職務(2) 後見人から学ぶ(体験談) ぱあとなあ秋田 ⑨グループワーク 事例検討 ぱあとなあ秋田 特別養護老人ホーム施設長 司法書士 ⑩まとめ、今後の対応 閉講式、修了証書授与	社会福祉士 社会福祉士 (2名) 司法書士 横手市 LL財団

② 市民後見定期相談会の開催(3回)

市民や地域包括支援センター等はじめとした、福祉、保健、医療関係者等からの市民後見、成年後見制度に関する定期相談会を年3回開催します。

相談員は、弁護士、司法書士、社会福祉士が対応する。(各2名)

	期 日	弁護士・司法書士	社会福祉士	相談者
1	10月27日(木)	司法書士	社会福祉士	3名
2	12月14日(水)	弁護士	社会福祉士	4名
3	2月1日(水)	司法書士	社会福祉士	2名(3件)

③ 市民後見事例検討会の開催(3回)

市民や地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等の関係者が、直面している権利侵害や市民後見、成年後見制度等に関する事例について、市民並びにサービス利用者等の権利を擁護するため、事例検討会(勉強会を含む)を年3回開催します。

相談員は、弁護士、司法書士、社会福祉士が対応する。(各2名)

	期 日	弁護士・司法書士	社会福祉士	参加者
1	11月22日(火)	司法書士	社会福祉士	10名
2	1月18日(水)	弁護士	社会福祉士	15名
3	2月8日(水)	司法書士	社会福祉士	12名